広島県告示第千二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

令和五年八月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

名称	所在地	辞退年月日
みはらえきまえクリニック	三原市城町一丁目八番七号一階	令和五年八月三一日